

事務連絡
令和5年3月10日

関係者各位

呉市高齢者支援課長

「通いの場」等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について(依頼)

感染症の拡大防止対策につきまして、御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、広島県から新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮した「通いの場」等の取組について、別紙のとおり通知がありました。

つきましては、住民主体の通いの場（貯筋・自主グループ、ふれあい・いきいきサロン等）で活動を行なう場合は、基本的な感染防止対策を取った上で、次のとおり対応していただきますようお願いいたします。

1 マスクの着用について

- (1) 会話をする際は、マスクを着用することを推奨する
- (2) 茶話会や食事会等飲食を伴う場合は、食事中以外はマスクを着用することを推奨する
- (3) 基本的にマスクの着用の考え方については、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とする

2 基本的な感染防止策（具体例）

- (1) 発熱者、体調不良者の参加自粛
- (2) 会場へのアルコール消毒剤の設置、手洗いの励行
- (3) 会場の十分な換気、参加者同士の距離の確保

呉市福祉保健部高齢者支援課
介護予防グループ
電話 25-3149